



-暮らしをサポート-

北竜町 移住定住



事業名	対象者	助成内容	問い合わせ先
結婚祝金	町内に 1 年以上住所を有しており、結婚後も町内に定住されるご夫婦	1 組 5 万円を贈呈します。	住民課 福祉係
結婚新生活 支援事業	当該年度4月1日から平成 31 年 3 月 31 日に新規に婚姻した世帯（世帯所得が 340 万円未満の世帯に限る）	婚姻に伴う北竜町内への住宅取得費用又は住宅賃借費用と引越費用を助成します（住宅費と引越費用を合わせて上限 30 万円まで助成）。	企画振興課 企画係
一般不妊治療費 一部助成	北竜町に居住し、住所を有する夫婦で公的健康保険に加入している方	一般不妊治療に要した治療費の本人負担額の 2 分の 1 を、1 年度につき 1 回、最大 10 万円まで助成します（通算 3 年まで）。	地域包括 支援センター 保健指導係
特定不妊治療費 一部助成	次のすべての要件にあてはまる夫婦 ・北海道特定不妊治療費助成を受けている方 ・結婚されていて、どちらかが北竜町に住所がある方 ・他の市町村から同様の助成を受けていない方	自己負担額から道の助成金を控除した額の 9 割を助成します（1 回あたりの上限額 15 万円）。助成回数は北海道の基準に準じます。	
妊産婦健康診査 交通費支援事業	北竜町に居住し、住所を有する妊産婦	妊婦健診の交通費の一部として 28,000 円分、産婦健診の交通費の一部として 4,000 円の商品券を交付します。	
妊産婦 健康診査助成	町内に住所を有し、居住している妊産婦	妊婦：一般健康診査、超音波検査を最大各 14 回分助成します。 産婦：産後の健康診査を 2 回まで助成します。	
妊婦歯科健診費 助成	町内に住所を有し、居住している妊婦	北竜町立歯科診療所において、歯科健診 1 回分を全額助成します。	
出産祝金	出産時に父親、及び母親が 1 年以上町内に住所を有しており、出産児を 6 ヶ月以上養育している方	出産児 1 人につき 20 万円を贈呈します。	住民課 福祉係
新生児期健診・聴覚 検査費用助成事業	概ね生後 1 か月までの乳児	新生児期に受けた健診費用と聴覚検査費用を全額助成します。	地域包括 支援センター 保健指導係
乳児栄養強化食品	町内に住所を有している低所得世帯（生活保護世帯／町民税非課税世帯／町民税均等割のみの世帯）で、医師により栄養強化を行う必要が認められた乳児	乳児 1 人につき、一か月あたり粉ミルク大缶 1 缶分を上限 2,200 円まで助成します。	
産後ケア・ 育児サポート事業	0 ～ 2 歳の乳幼児と保護者	深川市立病院母乳外来「にこにこ」の利用料を全額助成します。また、生後の赤ちゃん訪問の際に深川市立病院助産師が同行し、乳房ケアが受けられます。	
乳幼児等 医療費助成	町内に住所を有する 0 歳～高校 3 年生まで	医療費の自己負担額を助成します。	住民課 国保医療係
子育て世帯町外 通勤者助成事業	高校生までの子どもを扶養する子育て世帯の世帯主などの保護者のうち、生計を維持する程度の高い者	保護者の勤務地が町外であり、通勤するために要する経費の一部を助成します（通勤距離により助成額が異なり、商品券にて交付）。	企画振興課 企画係
乳児歯科健診・ フッ素塗布事業	1 歳～就学前	北竜町立歯科診療所において、フッ素塗布、歯科健診を年度内 2 回分全額助成します。	地域包括 支援センター 保健指導係
保育料減免措置	町内に住所を有し、和保育所に通園している保育児童	月額基本保育料を無料にします。	住民課 福祉係
学童保育料減免	学童保育元気っ子クラブに通園する児童	8 月（夏休み）、12 ～ 1 月（冬休み）期間中の学童保育料を減額します。	

事業名	対象者	助成内容	問い合わせ先
任意予防 接種費助成	各予防接種の該当年齢者	インフルエンザ予防接種（高校生以下無料）、水痘／おたふくかぜ／ロタウイルス／日本脳炎予防接種／妊娠を希望する夫婦等の風疹予防接種料を助成します。	地域包括 支援センター 保健指導係
入学祝金 支給事業	北竜町内の小学校に入学する児童の保護者	小学校入学時に祝金として 5 万円を贈呈します。	教育委員会 学校教育係
公設学習塾（英語）	町内の小学 5 ・ 6 年生と全中学生	児童生徒の学習意欲向上を目的に公設学習塾（英語）を開設します。受講料は無料です。 ※教材費 1,500 円程度を利用者にご負担いただく予定です。	
各種検定 助成事業	町内の全小中児童生徒	漢字検定と英語検定を 500 円の自己負担で受験できるよう助成します。	
修学旅行費助成	北竜町内の小中学校の修学旅行に参加する児童生徒	修学旅行費として定額を助成します。 小学生 10,000 円 中学生 40,000 円	
学校給食費助成	北竜町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者	小中学校の給食費を全額助成します。	
北竜中学生 短期語学留学 助成事業	英検 3 級以上もしくは、TOEIC400 点以上を取得した中学生	英語使用圏の国での語学レッスンおよび市内見学への短期留学費用を助成します（夏季休暇中の約 10 日間）。	企画振興課 企画係
青春エール助成金 （高等学校通学等 助成）	町内に住所を有する高校生等を持つ保護者	通学費／下宿費等の 1/2 を助成します（上限月額 7 千円）。	
奨学資金 貸付事業	学資の支払いが経済的な理由により困難な家庭で成績優秀な生徒	高校生：2 万円／月 短大生／専門学校：3 万円／月 大学生：3.5 万円／月 を無利子で貸し付けます。	教育委員会 学校教育係
ひとり親対策 支援事業	町内に住所を有するひとり親家庭	ひとり親家庭の児童が入院／通院したとき、母親又は父親が入院した時にかかる一部負担金を全額助成します。	住民課 国保医療係
町外勤務者 移住助成事業	町内企業等にすでに就労している町外在住者、または、新たに就労予定の町外在住者で町外から転入してきた方	引っ越し費用を助成します（高校生までの子どもを扶養する子育て世帯 10 万円、婚姻後 3 年未満の新婚世帯 5 万円を商品券にて交付）。	企画振興課 企画係
持ち家取得 奨励事業	北竜町内に住宅を新築した場合（建築費が 1 千万円以上かつ、居住に用する床面積が 60 ㎡以上）	建築代金の 1/10 を上限 200 万円まで助成します。※町並み整備建築事業／商工業元気支援応援条例と加算助成します。	
町並み整備 建築事業	国道 275 号線／国道 233 号線／道道 94 号線沿い市街地に住宅を建築した場合	建築代金の 1/2 を上限 150 万円まで助成します。	
中古住宅取得 奨励事業	中古住宅を購入（土地代金を含め 100 万円以上）し、3 年以内に本町に在住することを確約できる方	購入代金の 10 分の 1 を助成します（限度額 100 万円）。	
中古住宅改修 奨励事業	購入した中古住宅を改修（改修代金が 100 万円以上）し、3 年以内に本町に在住することを確約できる方	改修代金の 10 分の 1 を助成します（限度額 150 万円）。	
地域づくり 人材育成事業	まちづくりに資する人材の育成、講演会／研修会の開催、コンサート／イベントの開催、研修視察の実施、まちづくりに資する資格の取得などを行う町内の団体	自己負担分の 1/2 を助成します。	

事業名		対象者	助成内容	問い合わせ先
特殊詐欺対策 自動通話録音機 購入助成事業		助成後、1年以上の居住が見込まれる 65歳以上の世帯	一世帯一台まで、5千円を上限 として購入額の1/2を助成します。	住民課 町民生活係
店舗・事務所	新築等 助成事業	店舗／事務所を、町内に新築／増改 築した場合	新築／増改築代金の1/5を助成しま す（市街地区：新築200万円／増改築 150万円限度）（市街地区以外：新築 100万円／増改築50万円限度）。	産業課 商工ひまわり 観光・林務係
	設備 助成事業	上記に係る備品／機器設備を購入し た場合	購入代金の1/4を上限100万円まで 助成します。	
	運転資金 助成事業	上記事業で新たに開業及び廃業する 事業を継承した場合	土地／建物の賃借料、光熱水費／備 品リース料の経費1/2を上限月額5 万円まで、最長2年間助成します。	
	雇用 助成事業	上記事業により新規雇用を創出する 場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を上 限月額5万円まで、最長2年間助成 します。	
	雇用定着 助成事業	町内に住所を有する（新たに有する場 合も可）15歳～35歳までの者を雇用 した場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を上 限月額10万円、最長1年間まで助成 します。	



【問い合わせ先】

北竜町役場

TEL : 0164-34-2111

〒078-2512

北海道雨竜郡北竜町字和 11-1